

# 児童福祉施設における児童等の安全の確保に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年3月20日滋賀県条例第5号）第13条第2項の規定に基づき、児童福祉施設（以下「施設」という。）における児童等の安全を確保するために行う必要な方策に関することを定め、もって児童福祉施設における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲等

- (1) この指針は、施設を設置し、または管理する者（以下「設置者等」という。）が努力すべき有効な方策等を示すものである。
- (2) この指針は、法令および関係条例等を踏まえ、施設の管理体制の整備状況や障害児施設など施設の種別等、施設の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 具体的方策

### 1 施設における職員の危機意識の高揚と安全対策の推進

施設の設置者等は、子どもの生命、安全の確保を第一に、施設として組織的な対応を図るとともに、保護者、自治会、地域の関係団体、民生児童委員、市町、福祉事務所、保健所、子ども家庭相談センター、警察署および消防署等の協力を得て、次のような安全対策の推進に努める。

- (1) 施設における安全対策を推進するための会議等の設置
- (2) 職員会議等における日常的な職員の安全管理への共通理解と研修の実施
- (3) 正当な理由なく施設内への立ち入りをする者（以下「不審者」という。）が侵入した時の危機管理マニュアルの作成および点検

### 2 安全教育の充実

児童等が、犯罪の被害に遭わないための知識の習得および様々な危険が予測ができる能力を育成するため、次のような取り組みの実施および保護者への周知に努める。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練の実施
- (2) 地域における危険個所、子ども110番の家等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導

(4) 被害にあった場合の対処方法の指導

### 3 不審者の侵入防止等

不審者の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努める。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置
- (4) 来所者用の入口および受付の明示
- (5) 来所者に対する名簿への記入および来所者証の使用の要請
- (6) 来所者への声掛けの励行

### 4 施設設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、侵入した不審者による児童等に対する危害を防止するため、次のような施設設備の点検整備に努める。

- (1) 門扉、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等
- (2) 職員室等の配置
- (3) 死角の原因となる障害物の撤去
- (4) 防犯カメラ等の防犯設備および防犯ベル等の非常通報装置

### 5 安全確保についての体制の整備

職員等による体制の整備のほか、保護者、自治会、地域のボランティア、その他関係機関と連携して次のような対策を実施するよう努める。

- (1) 教職員等による施設内外の巡回の実施
- (2) 保護者、ボランティア等による施設内外の巡回の実施
- (3) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの機能的な活用のための訓練の実施

### 6 緊急時に備えた体制整備

近隣に危険な状況の発生に関する情報がある場合および不審者が施設内に侵入しようとし、または侵入した場合に備えて、地域および関係機関と連携して、次のような方策について検討し、施設の実情に応じて必要な対策の実施に努める。

- (1) 危険な状況の発生に関する情報がある場合の情報収集、通報、保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請、通所の方法の決定等
- (2) 不審者が施設内に侵入しようとし、または侵入した場合などの緊急時の施設内での侵入

防止・排除体制および連携体制の確立、児童等への注意喚起および避難誘導の方法ならびに警察への通報体制

- (3) 警察および消防の協力のもと、職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、救命救急訓練等の実施
- (4) 遠足など施設外での活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (5) 近隣の施設間における情報提供体制の整備

## 7 保護者、地域および関係団体との連携

保護者、地域および関係団体と連携し、児童等の安全確保につながる次のような方策を展開するよう努める。

- (1) 保護者、地域住民および関係団体への協力依頼
  - ア 保護者、ボランティア等による通所の指導
  - イ 施設活動における支援ボランティアの協力
  - ウ 不審者発見時の施設等への通報依頼
  - エ 地域の人々による声かけ運動
- (2) 注意喚起の文書等の各家庭への配布や地域での掲示など、速やかな周知体制の整備
- (3) 子ども110番の家の拡大に向けた関係機関への働きかけ

## 8 警察署、消防署その他関係機関との連携

警察署、消防署等との連携を強化し、児童等の安全確保のための情報交換に努めるとともに、次のような対策の実施に努める。

- (1) 施設内外の巡回および安全確保の協力依頼
- (2) 所轄警察署の協力による安全教室、護身術等の防犯訓練等の実施
- (3) 緊急時の連絡体制の確立